

第36期 2022年1月27日
定時株主総会
招集ご通知

日時 2022年1月27日（木）
午前10時

場所 神戸ポートピアホテル
南館1階 大輪田の間
神戸市中央区港島中町6丁目10-1
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の内容決定の件

目次

第36期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	7
連結計算書類	27
個別計算書類	29
監査報告	31
株主総会参考書類	37

株 主 各 位

兵庫県加古川市加古川町平野125番1
株 式 会 社 神 戸 物 産
代 表 取 締 役 社 長 沼 田 博 和

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面またはインターネット等により、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくこともご検討ください。なお、当日ご来場されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年1月26日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の開催にあたっては、来場事前登録制とさせていただきます。来場を希望される株主様は、本招集ご通知5頁～6頁をご確認のうえ、事前登録をお願い申し上げます。

なお、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は実施いたしません。

株主様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年1月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目10-1
神戸ポートピアホテル 南館1階 大輪田の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期(2020年11月1日から2021年10月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期(2020年11月1日から2021年10月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の内容決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

3頁～4頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を前頁の行使期限までにご入力ください。

(3) 複数回の議決権行使をされた場合

書面による方法とインターネット等による方法の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 代理人によるご出席の場合

代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、当社定款第15条の定めにより、代理人は議決権を有するほかの株主1名に限られます。

以上

以下の事項につきましては、法令及び定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kobebussan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ④ 計算書類の個別注記表

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kobebussan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年1月26日(水曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

来場事前登録制のご案内

本株主総会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、ご出席を希望される株主様には事前登録をお願いいたします。出席希望者数が設置する座席数を超える場合には、事前登録者を抽選させていただくことといたしました。

なお、**事前登録のない株主様、抽選で当選されなかった株主様及びご入場の際に当選が確認できない株主様は、本株主総会会場へはご入場いただけません**ので予めご了承ください。

また、会場受付で検温を実施いたします。**検温で37.5度以上の熱がある場合は入場をお断りいたします**。何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事前登録は下記の専用ウェブサイトにて受付いたします。（電話や書面など、専用ウェブサイト以外での受付は行っておりません。）

1. 登録期間

2022年1月18日（火曜日）午後6時まで

2. 専用ウェブサイトのURL

<https://krs.bz/kobebussan/m?f=1>

右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



3. 来場事前登録の方法

- (1) パソコン・スマートフォン・携帯電話等から受付専用ウェブサイトへアクセスし、画面に従い
 - ・株主番号（議決権行使書用紙に記載されている9桁の数字）
 - ・氏名
 - ・メールアドレスをご入力のうえ、ご登録ください。
- (2) 2022年1月18日（火曜日）午後6時までに事前登録をしていただいた株主様を対象に、ご来場できる株主様を抽選させていただきます。抽選結果につきましては2022年1月20日（木曜日）にメールにてご通知いたします。

■注意事項

- ・ご入場には「議決権行使書用紙」と2022年1月20日（木曜日）にメールでご連絡する「ご来場確定通知」の2つが必要となります。（「ご来場確定通知」は、メールをプリントアウトしたものをご持参いただくか、スマートフォン・携帯電話等で通知画面を受付にてお見せください。）
- ・「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合には、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・登録は株主様おひとり一度限り有効です。
- ・取得した個人情報につきましては、抽選結果のご通知、お問い合わせへのご返信及びご本人の確認にのみ使用させていただきます。なお、その目的のために必要な業務を外部の協力会社に委託する場合を除いて、第三者に伝えることはありません。
- ・受付専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。
- ・「ご来場確定通知」が届いた場合でも、体調不良や風邪のような症状がある場合は、ご来場を控えていただきますようお願い申し上げます。なお、会場受付で検温を実施いたします。**検温で37.5度以上の熱がある場合は入場をお断りいたします**ので、予めご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景とした生活様式の変化や各地での緊急事態宣言発出による経済損失、食品原料価格や海運コストの高騰など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

食品業界におきましても、ドラッグストア等の食品の取り扱い強化や食品Eコマースの市場規模拡大により、企業間の競争はますます厳しい状況となりました。

このような状況の中でも、当社グループの主力事業である業務スーパーの新規出店は前年実績を大きく上回りました。また、当社の強みである「食の製販一体体制」を活かしたプライベートブランド商品が数々のメディアやSNSに取り上げられたことで、多くのお客様にご来店いただき、既存店も堅調に成長を続けております。

この結果、当連結会計年度の売上高は3,620億64百万円(前期比6.2%増)、営業利益は273億11百万円(同14.5%増)、経常利益は290億87百万円(同23.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は195億92百万円(同30.2%増)となりました。

なお、前連結会計年度において「クックイノベンチャー事業」を構成しておりました株式会社クックイノベンチャー、株式会社ジー・コミュニケーション、株式会社ジー・テイスト(現株式会社焼肉坂井ホールディングス)及びその他連結子会社11社について、2020年4月1日をみなし売却日として連結の範囲から除外しております。このため、当連結会計年度より当該報告セグメントを廃止しております。

また、当連結会計年度より、従来「神戸クック事業」としていた報告セグメントの名称を「外食・中食事業」に変更するとともに、当社グループの事業展開、経営管理体制の実態等の観点から事業セグメントの区分方法を見直し、「その他」に含まれていた焼肉事業を「外食・中食事業」に含めております。

事業部門別の事業の概況は次のとおりであります。

a. 業務スーパー事業

当連結会計年度における業務スーパー事業において、ナショナルブランド商品だけではなく自社グループ工場で製造する商品や自社直輸入商品等のプライベートブランド商品をベストプライスで販売する「業務スーパー」の出店状況は、出店77店舗、退店6店舗、純増71店舗の結果、総店舗数が950店舗となりました。

新規出店の内訳といたしましては、直轄エリア52店舗、地方エリア25店舗であります。出店に関しましては関東地方や九州地方を中心に新規出店を進めると同時に、営業年数が長くなり老朽化してきた店舗の移転等を積極的にフランチャイズオーナーに勧めております。

商品戦略につきましては、引き続きコストパフォーマンスの高いナショナルブランド商品の提供に加え、プライベートブランド商品において、自社グループ工場の設備増強や自社直輸入商品の充実等に注力いたしました。消費者の節約志向が根強い中、顧客ニーズをとらえたこれらの商品が多くのお客様のご来店に繋がりました。

この結果、業務スーパー事業における当連結会計年度の売上高は3,554億66百万円(前期比11.0%増)となりました。

b. 外食・中食事業

当連結会計年度における外食事業において、日本最大級の大型バイキングチェーンである「神戸クック・ワールドビュッフェ」の出店状況は、出店1店舗、退店3店舗、純減2店舗の結果、総店舗数が15店舗となりました。厳選したお肉と店内手作りのデザートを心ゆくまで楽しめる焼肉オーダーバイキングである「プレミアムカルビ」の出店状況は、出店7店舗、退店0店舗、純増7店舗の結果、総店舗数が10店舗となりました。

また、中食事業において、日常の食卓代行をコンセプトとして安全・安心・出来立て・価格等にこだわった惣菜店である「馳走菜」の出店状況は、出店24店舗、退店0店舗、純増24店舗の結果、総店舗数は49店舗となりました。

「神戸クック・ワールドビュッフェ」では、一部店舗で新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適宜営業時間の短縮や臨時休業を実施いたしました。それにより、売上高が前年実績を下回りました。一方、「プレミアムカルビ」につきましては、営業時間の短縮を行ったものの、店舗数の増加や焼肉人気により順調に推移しております。また、「馳走菜」につきましては、「業務スーパー」の来店客数の増加や新型コロナウイルス感染症対策の実施が功を奏し、好調に推移いたしました。

この結果、外食・中食事業における当連結会計年度の売上高は38億89百万円(同55.0%増)となりました。

c. エコ再生エネルギー事業

当連結会計年度におけるエコ再生エネルギー事業において、新たに大阪府で1カ所の太陽光発電所が5月から稼働しております。そのため、稼働中の発電所と発電量は、太陽光発電所が17カ所で約32.1MW、木質バイオマス発電所が1カ所で約6.2MWとなっております。

この結果、エコ再生エネルギー事業における当連結会計年度の売上高は26億68百万円(同11.1%増)となりました。

事業部門別	売上高	構成比
業務スーパー事業	355,466百万円	98.2%
外食・中食事業	3,889百万円	1.1%
エコ再生エネルギー事業	2,668百万円	0.7%
その他	40百万円	0.0%
合計	362,064百万円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は183億85百万円であり、投資の主なものは、子会社工場関連設備に64億19百万円、エコ再生エネルギー事業関連設備に53億99百万円、店舗関連設備に13億87百万円、本社関連設備に8億81百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (2018年10月期)	第 34 期 (2019年10月期)	第 35 期 (2020年10月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (2021年10月期)
売上高(百万円)	267,175	299,616	340,870	362,064
経常利益(百万円)	15,831	19,434	23,646	29,087
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	10,363	12,056	15,047	19,592
1株当たり当期純利益(円)	48.86	56.33	69.86	90.48
総資産(百万円)	144,267	150,154	148,175	156,737
純資産(百万円)	39,774	50,568	59,268	78,218
1株当たり純資産額(円)	157.67	206.01	267.42	350.49

- (注) 1. 2018年11月1日、2019年11月1日及び2020年11月1日付でそれぞれ1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第33期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、それぞれ自己株式を控除した期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第33期より「役員向け株式交付信託」を導入しておりますので、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第34期から適用しており、第33期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (2018年10月期)	第 34 期 (2019年10月期)	第 35 期 (2020年10月期)	第 36 期 (当事業年度) (2021年10月期)
売上高(百万円)	247,826	276,855	333,994	370,772
経常利益(百万円)	11,794	16,383	19,567	24,702
当期純利益(百万円)	7,416	9,935	12,381	16,705
1株当たり当期純利益(円)	34.97	46.42	57.48	77.15
総資産(百万円)	120,323	126,054	140,640	145,973
純資産(百万円)	30,622	39,759	51,078	66,696
1株当たり純資産額(円)	142.05	181.54	229.50	297.64

- (注) 1. 2018年11月1日、2019年11月1日及び2020年11月1日付でそれぞれ1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第33期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、それぞれ自己株式を控除した期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第33期より「役員向け株式交付信託」を導入しておりますので、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第34期から適用しており、第33期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
神戸物産(香港)有限公司	250百万円	100.0%	経営指導
神戸物産(安丘)食品有限公司	337百万円	100.0%	食品の製造販売
大連福来休食品有限公司 (注)1	441百万円	(100.0%)	食品の製造販売
株式会社神戸物産フーズ	3百万円	100.0%	酒の輸入卸
株式会社オースターフーズ	3百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社ターメルトフーズ	28百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社神戸物産エコグリーン北海道 (注)2	3百万円	49.6% [42.1%]	食品の製造販売 畑作経営

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
秦 食 品 株 式 会 社	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 マ ス ゼ ン	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 肉 の 太 公	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
宮 城 製 粉 株 式 会 社	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 漁
株 式 会 社 麦 パ ン 工 房	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 グ リ ー ン ポ ー ト リ ー	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 生 鳥 の 飼 育 加 工 販 売
珈 琲 ま め 工 房 株 式 会 社	9百万円	100.0%	嗜 好 飲 料 品 の 製 造 販 売
豊 田 乳 業 株 式 会 社	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
関 原 酒 造 株 式 会 社	99百万円	100.0%	食 品 の 卸 売 酒 類 の 製 造 販 売
菊 川 株 式 会 社	9百万円	100.0%	酒 類 の 製 造 販 売
株 式 会 社 朝 び き 若 鷄	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 生 鳥 の 飼 育 加 工 販 売
K O B E B U S S A N E G Y P T Limited Partnership	2,173百万円	100.0%	農 業 経 営
K O B E B U S S A N U S A , I N C . (注)1、4	443百万円	(100.0%)	海 外 外 食 事 業
J . J . D I N I N G , I N C . (注)3、5	-	(100.0%)	海 外 外 食 事 業
K B G L O B A L P A R T N E R S , I N C . (注)6	1,605百万円	100.0%	海 外 卸 売 事 業
K o b e b u s s a n M y a n m a r C o . , L t d . (注)2	5百万円	99.8% [0.2%]	シ ス テ ム 開 発 事 業

- (注) 1. 当社の議決権比率における () 内は間接所有割合で神戸物産(香港)有限公司が所有する議決権割合であります。
2. 当社の議決権比率における議決権の所有割合の[]は緊密な者等の所有割合であります。
3. 当社の議決権比率における () 内は間接所有割合でKOBЕ BUSSAN USA,INC.が所有する議決権割合であります。
4. KOBЕ BUSSAN USA,INC.は、2018年8月31日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
5. J.J.DINING,INC.は、2018年8月31日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
6. KB GLOBAL PARTNERS,INC.は、2018年12月20日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

(10) 対処すべき課題

世界各国では、環境問題が年々深刻化しており、カーボンニュートラルを目指す動きが加速しております。加えて、様々な原料価格の高騰や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、今後予想される食糧難等、世界情勢は見通しの不透明な状況が続いております。

日本においては、物価は上昇する一方で賃金の伸び悩みが続いており、所得格差も年々拡大傾向にあります。また、少子高齢化は進行し、過疎地域の人口減少も依然として続くと見込まれております。このような背景のもと、日本の消費者ニーズは時々刻々と変化を続けております。

当社グループは、このような状況下においても持続的な企業価値の向上を目指すため、以下の課題に取り組んでまいります。

①品質管理体制及び商品開発の強化

当社は、「食の総合企業」として、お客様に「プロの品質とプロの価格」で「安全・安心」な商品を安定して供給するべく取り組んでおります。これまでも、品質保証部による衛生管理体制の充実や、品質管理強化のため取扱商品の自主検査の徹底を図る等の施策を講じてまいりました。引き続き、独自の厳しい品質保持システムをより一層強化するとともに、トレーサビリティの構築に全力を挙げてまいります。

また、今後の更なる事業拡大に向け、商品開発体制及び生産能力の強化を推し進めてまいります。自社グループ工場では、積極的な設備投資を行い、生産能力の増強に加えて省人化等による効率化も行っております。輸入商品におきましては、引き続き「世界の本物」をコンセプトとした魅力ある商品の充実を図ります。

このように、品質管理と商品開発の両面から商品の競争力をより高めてまいります。

②E S G及びS D G sの取り組みの強化

当社は、社会と企業の持続可能な発展のために、「食」を通じた社会貢献活動や環境に配慮した事業を行っております。全国のこども食堂や母子家庭等への支援として、継続的な食品の寄贈を行っております。また、食品ロスや環境問題にも引き続き取り組んでまいります。

加えて、適正な業務執行と監督機能の厳格化によりガバナンス体制の強化を推し進めます。

③人財の確保と人財育成

当社は「食の総合企業」として生活に欠かせないオンリーワンの企業として成長し続けるため、当社の魅力を積極的に発信し、優秀な人財の確保に努めます。また、従業員教育を強化し、企業と従業員が共に成長できる体制を整備します。

④新型コロナウイルス感染症への対応

当社はこれまでも、新型コロナウイルス感染症感染拡大に対して、店舗や営業所等への消毒液の設置や感染防止の注意喚起をはじめとした対策を講じてまいりました。また、世界的な感染拡大に対しても、仕入れ先の分散によるリスクヘッジ、海外メーカーとの交渉のW E B化等の対策を講じてまいりました。

これらの取り組みを継続して実施する他、刻一刻と変わる状況を注視し、お客様や従業員の感染予防や事業継続に努めてまいります。

(11) 主要な事業内容(2021年10月31日現在)

事業区分	事業内容
業務スーパー事業	「業務スーパー」事業を展開するフランチャイズチェーン本部として、加盟するフランチャイジーへの経営指導及びナショナルブランド商品・プライベートブランド商品の供給
外食・中食事業	外食事業の「神戸クック・ワールドビュッフェ」、「プレミアムカルビ」と中食事業の「馳走菜」を展開するフランチャイズチェーン本部として、加盟するフランチャイジーへの経営指導及びオペレーションの指導
エコ再生エネルギー事業	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行されたことに伴い、生産した再生可能エネルギーの電力会社への売電事業

(12) 主要な営業所及び工場(2021年10月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	兵庫県加古川市
横浜営業所	横浜市神奈川区
恵比寿事務所	東京都渋谷区
函館事務所	北海道茅部郡森町
業務スーパー 稲美店	兵庫県加古郡稲美町
業務スーパー 伊川谷店	神戸市西区
業務スーパー 天下茶屋駅前店	大阪市西成区
関西物流センター	神戸市灘区
白糖バイオマス発電所	北海道白糖郡白糖町

(注)当社は、2021年4月3日付で本社を兵庫県加古郡稲美町から兵庫県加古川市に移転いたしました。

②重要な子会社等

名 称	区分	所 在 地
神戸物産（香港）有限公司	本社	中国香港行政区
神戸物産（安丘）食品有限公司	本社	中国山東省
大連福来休食品有限公司	本社	中国遼寧省
株式会社神戸物産フーズ	本社	横浜市神奈川区
株式会社オースターフーズ	本社	兵庫県姫路市
株式会社ターメルトフーズ	本社	山口県防府市
株式会社神戸物産エコグリーン北海道	本社	北海道勇払郡むかわ町
秦食品株式会社	本社	滋賀県蒲生郡竜王町
株式会社マスゼン	本社	栃木県宇都宮市
株式会社肉の太公	本社	東京都江戸川区
宮城製粉株式会社	本社	宮城県角田市
株式会社麦パン工房	本社	岐阜県瑞穂市
株式会社グリーンポートリー	本社	岡山県苫田郡鏡野町
珈琲まめ工房株式会社	本社	兵庫県姫路市
豊田乳業株式会社	本社	愛知県豊田市
関原酒造株式会社	本社	新潟県長岡市
菊川株式会社	本社	岐阜県各務原市
株式会社朝びき若鶏	本社	群馬県高崎市
KOBE BUSSAN EGYPT Limited Partnership	本社	エジプト ケナ州
K O B E B U S S A N U S A , I N C .	本社	アメリカ ニューヨーク州
J . J . D I N I N G , I N C .	本社	アメリカ ニューヨーク州
K B G L O B A L P A R T N E R S , I N C .	本社	アメリカ ニューヨーク州
Kobebussan Myanmar Co.,Ltd.	本社	ミャンマー ヤンゴン地方域

- (注) 1. KOBE BUSSAN USA,INC.は、2018年8月31日付で解散を決議し、清算手続き中でありま
す。
2. J.J.DINING,INC.は、2018年8月31日付で解散を決議し、清算手続き中でありま
す。
3. KB GLOBAL PARTNERS,INC.は、2018年12月20日付で解散を決議し、清算手続き中であ
ります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(13) 使用人の状況(2021年10月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,488 (1,044) 名	116 (332) 名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員の増加の主な理由は、外食・中食事業の「プレミアムカルビ」において、直営店舗の数が増加したことによるものです。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
523 (463) 名	63 (292) 名増	39.0歳	7年10カ月

- (注)使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況(2021年10月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	8,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,625百万円
株式会社山陰合同銀行	3,662百万円
株式会社関西みらい銀行	3,625百万円
株式会社西日本シティ銀行	3,625百万円
その他	10,152百万円

- (注)借入金残高は当社の短期借入金及び長期借入金の合計金額であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2021年10月31日現在)

- | | |
|-------------|--------------|
| ①発行可能株式総数 | 512,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 273,600,000株 |
| ③株主数 | 69,343名 |
| ④大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団	70,400千株	32.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,428千株	6.6%
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	8,535千株	3.9%
沼田 博和	6,985千株	3.2%
合同会社M&Uアセットマネジメント	4,960千株	2.3%
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	4,439千株	2.0%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,287千株	2.0%
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT-MIG	3,685千株	1.7%
B N Y M A S A G T / C L T S 1 0 P E R C E N T	2,205千株	1.0%
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	2,186千株	1.0%

- (注) 1. 当社は自己株式を55,411千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式176千株は含まれておりません。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	52,200株	7名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注)当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告20頁「2.(3)②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2019年2月19日	2021年2月24日
新株予約権の数		12,590個	15,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,036,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 1,555,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり389,600円 (1株当たり974円)	新株予約権1個当たり294,000円 (1株当たり2,940円)
新株予約権の行使期間		自 2021年4月1日 至 2027年10月31日	自 2023年4月1日 至 2029年10月31日
新株予約権の行使の条件		<p>①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>③その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>	
役員 保有状況	取締役(社外 取締役を除く)	新株予約権の数 411個 目的となる株式数 164,400株 保有者数 7名	新株予約権の数 522個 目的となる株式数 52,200株 保有者数 7名

(注)2019年11月1日及び2020年11月1日付でそれぞれ1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整しております。

②当事業年度中において職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2021年2月24日
新株予約権の数		15,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,555,000株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり294,000円(1株当たり2,940円)
新株予約権の行使期間		自2023年4月1日 至2029年10月31日
行使の条件		①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 ②新株予約権の相続は、これを認めない。 ③その他権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 7,356個 / 目的となる株式数 735,600株 / 交付対象者 446名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 7,615個 / 目的となる株式数 761,500株 / 交付対象者 526名

(3) 会社役員状況

①取締役及び監査役の状況(2021年10月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	沼田博和	外食事業推進本部 担当役員 神戸物産(香港)有限公司 董事
代表取締役副社長	田中康弘	総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 経理部 担当役員 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員兼部長 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director
取 締 役	中島力	CS推進部 担当役員

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	浅 見 一 夫	工場管理部 担当役員兼部長 商品開発部 担当役員 国内農業資源部 担当役員兼部長 豊田乳業株式会社 代表取締役社長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長
取 締 役	西 田 聡	海外事業部 担当役員兼部長 東日本商品MD部 担当役員 株式会社神戸物産フーズ 代表取締役
取 締 役	渡 邊 秋 仁	横浜営業所 所長 西日本営業本部 担当役員 東日本営業本部 担当役員 業務スーパーF C事業部 部長 CS推進部 部長 店舗開発部 部長 惣菜事業部 部長
取 締 役	小 林 匠	公認会計士 小林匠公認会計士事務所 代表
取 締 役 【注1、4】	家 木 健 至	公認会計士 家木公認会計士事務所 所長
取 締 役 【注1、4】	野 村 祥 子	弁護士 堂島法律事務所 パートナー弁護士 株式会社島精機製作所 社外取締役（監査等委員） 株式会社ビーアンドピー 社外監査役 シノプフーズ株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役 【注2、3、4】	田 治 米 剛 一 郎	
監 査 役 【注2、3】	柴 田 眞 里	弁護士 フローラ法律事務所 代表
監 査 役 【注2、3】	田 畑 房 男	公認会計士 田畑公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 家木 健至氏及び野村 祥子氏は社外取締役であります。
2. 監査役 田治米 剛一郎氏、柴田 眞里氏及び田畑 房男氏は社外監査役であります。
3. 監査役 田治米 剛一郎氏は経営全般において相当程度の知見を有しております。監査役 柴田 眞里氏は弁護士として企業法務に精通しており、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。監査役 田畑 房男氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役 家木 健至氏、野村 祥子氏及び監査役 田治米 剛一郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
田中康弘	総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 経理部 担当役員 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director	総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 経理部 担当役員 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 焼肉事業部 担当役員兼部長 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director	2020年11月1日
浅見一夫	取締役 工場管理部 担当役員兼部長 商品開発部 担当役員 国内農業資源部 担当役員兼部長 豊田乳業株式会社 代表取締役社長 菊川株式会社 代表取締役社長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長	取締役 工場管理部 担当役員兼部長 商品開発部 担当役員 国内農業資源部 担当役員兼部長 豊田乳業株式会社 代表取締役社長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長	2021年6月1日

②取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬体系は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するものとし、個々の取締役の報酬額は、その職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬の算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、固定の金銭報酬とし、役位、職責及び在任年数に応じて、従業員の最高位の年収、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準及び当社の業績等を総合的に勘案して決定しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- b. 非金銭報酬等の額や数の算定方法の決定方針
 取締役（社外取締役を除く）に対しては、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、株式交付信託及びストック・オプション（新株予約権）を付与しております。個々の取締役に付与する株式交付信託のポイント数については取締役会で決定された株式交付規程に基づき算出し、ストック・オプションの個数については、役位、職責、在任年数及び当社の業績等を総合的に勘案して決定しております。
- c. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針
 取締役（社外取締役を除く）に対する種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど非金銭報酬等のウェイトを高める方針としております。社外取締役に對する報酬は、基本報酬のみとしております。
- d. 報酬等を与える時期や条件の決定に関する方針
 基本報酬については、月例の固定報酬としております。株式交付信託については、毎月ポイント数を付与し、原則として退任時にポイント数に応じた当社株式を交付しております。ストック・オプションについては、取締役会で決議された付与期間内に適宜付与しております。
- e. 個人別の報酬等の決定の方法
 個々の取締役の基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長沼田博和及び代表取締役副社長田中康弘に具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長沼田博和及び代表取締役副社長田中康弘は、前記a. 項の決定方針に基づき決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長沼田博和及び代表取締役副社長田中康弘が最も適していると判断したためであります。
 個々の取締役に付与するストック・オプション（新株予約権）の個数については、取締役会が前記b. 項の決定方針に基づき決定しております。個々の取締役に付与する株式交付信託のポイント数については、取締役会で決定された株式交付規程に基づき算定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	188 (13)	163 (13)	— (—)	25 (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	10 (10)	10 (10)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	199 (24)	174 (24)	— (—)	25 (—)	8 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）です。

3. 上記非金銭報酬等の額には、2019年1月30日開催の第33期定時株主総会において決議されたストック・オプションが含まれております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役を除く。）です。別枠で、2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において決議されたストック・オプションが含まれております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役を除く。）です。また、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会において決議された株式交付信託も含まれており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役を除く。）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2004年1月30日開催の第18期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
5. 非金銭報酬等の内容は株式交付信託及びストック・オプションであり、割り当ての際の条件等は「(3)②取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。2019年1月30日開催の第33期定時株主総会において決議されたストック・オプションの概要としましては、当社取締役が付与する新株予約権の上限を530個としております。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、400株としております。2019年以降の株式分割後の株式数となります。）2021年1月28日開催の第35期定時株主総会において決議されたストック・オプションの概要としましては、当社取締役に付与する新株予約権の上限を600個としております。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株としております。）また、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会において決議された株式交付信託の概要としましては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという株式報酬制度となります。本制度の対象者となる取締役（社外取締役を除く。）に対して、当初信託期間を約5年間とし、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計金400百万円としております。各取締役に付与されるポイント総数の上限は1年当たり80,000ポイント（2018年以降の株式分割実施後の80,000株相当）とし、役位等に応じたポイントを原則としてその退任時に付与するものであります。
6. 上記非金銭報酬等の額には、株式交付信託及びストック・オプションの当事業年度における費用計上額を記載しております。

③補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は①役員②管理職従業員③役員と共同被告となる場合、他の従業員または派遣社員からハラスメント等の不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員（①～③の配偶者または法廷相続人を含みます。ただし、役員及び保険対象従業員が行った不当な行為に起因するものに限りません。）④会社法上の子会社に属するものであり、被保険者は、保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務の遂行に伴う行為に起因して保険期間中に株主、従業員、その他の第三者からの損害が填補されることとなります。

⑤社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係

社外取締役 家木 健至氏は家木公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と同事務所の間に取引関係はありません。社外取締役 野村 祥子氏は堂島法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社島精機製作所の社外取締役（監査等委員）並びに株式会社ビーアンドピーの社外監査役、シノブフーズ株式会社の社外監査役であります。なお、当社とシノブフーズ株式会社との間には商品仕入等の取引関係があり、その他の兼職先との間に取引関係はありません。社外監査役 柴田 眞里氏はフローラ法律事務所の代表であります。なお、当社と同事務所の間に取引関係はありません。社外監査役 田畑 房男氏は田畑公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と同事務所の間に取引関係はありません。

イ. 当社または特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	家木 健至	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士として、会計に関する高い見識と豊富な知識や実務経験を活かし、客観的な立場から取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、期待された役割に基づき会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
取締役	野村 祥子	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、期待された役割に基づき弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
監査役	田治米 剛一郎	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、また監査役会12回の全てに出席いたしました。経営全般における見地から、妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	柴田 眞里	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、また監査役会12回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	田畑 房男	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席、また監査役会12回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 家木 健至氏、野村 祥子氏、監査役 田治米 剛一郎氏、柴田 眞里氏及び田畑房男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。

オ. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 57百万円

・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 59百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、取締役における法令等企業倫理(コンプライアンス)遵守に対する意識の醸成を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険(リスク)をトータルかつ適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、取締役会で審議を行い執行決定を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程においてそれぞれの執行手続きの詳細について定めるものとする。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、使用人における法令等企業倫理(コンプライアンス)遵守に対する意識の醸成を図る。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社から取締役を子会社に派遣するとともに、企業集団としての企業行動指針を定め、グループにおける法令遵守及び社会倫理の遵守の浸透を図る。
 - ②当社及び子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力及び団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は取締役又は取締役会に対し監査役補助者を要請する。その際監査役は取締役からの独立性の確保に努めなければならない。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意が必要であり、監査役補助者の評価は監査役が独自に行うものとする。
9. 監査役への報告に関する体制
監査役は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重大な社内通達等を速やかに報告することを取締役に対し求めなければならない。
10. 前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう「社内通報規定」に基づき、当該報告者を適切に保護する。
11. 監査役は、取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行に生ずる費用又は償還の処理については監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
12. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、法令等で定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査室をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般について

当社及び当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンスについて

当社グループのコンプライアンス意識の向上のため、毎月の経営会議においてコンプライアンス委員会より、ハラスメントやインサイダー取引等の法令遵守や社会的規範に関する教育を行い、周知の徹底を行っております。

③内部監査について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、業務スーパー事業の継続的な拡大を目的とした自社グループ工場の生産能力向上や、フランチャイズ本部としての機能の改善及び業務の効率化のための設備投資等に活用してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり20円の普通配当を第36期定時株主総会に提案させていただきました。

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	95,862	流動負債	51,047
現金及び預金	57,799	買掛金	25,158
受取手形及び売掛金	19,837	短期借入金	15,155
商品及び製品	12,817	リース債務	1
仕掛品	353	未払法人税等	5,194
原材料及び貯蔵品	1,493	賞与引当金	354
その他	3,576	その他	5,182
貸倒引当金	△15	固定負債	27,471
固定資産	60,874	長期借入金	19,534
有形固定資産	54,493	リース債務	4
建物及び構築物	15,534	預り保証金	6,512
機械装置及び運搬具	14,564	繰延税金負債	117
土地	13,350	退職給付に係る負債	713
リース資産	5	役員株式給付引当金	58
建設仮勘定	10,314	資産除去債務	465
その他	724	その他	64
無形固定資産	884	負債合計	78,518
のれん	17	純資産の部	
その他	867	株主資本	77,539
投資その他の資産	5,496	資本金	500
投資有価証券	1,784	資本剰余金	9,581
長期貸付金	1,645	利益剰余金	76,592
繰延税金資産	1,470	自己株式	△9,135
敷金及び保証金	430	その他の包括利益累計額	△1,127
その他	392	その他有価証券評価差額金	62
貸倒引当金	△226	為替換算調整勘定	△1,190
資産合計	156,737	新株予約権	1,807
		純資産合計	78,218
		負債・純資産合計	156,737

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	81,548	流動負債	52,403
現金及び預金	43,066	買掛金	27,802
売掛金	20,302	短期借入金	15,155
商品及び製品	12,433	未払金	2,229
仕掛品	0	未払費用	47
材料及び貯蔵品	635	未払法人税等	4,478
前渡金	1,564	前受金	46
前払費用	225	預り金	473
短期貸付金	512	前受収益	36
関係会社短期貸付金	2,183	賞与引当金	187
その他の貸倒引当金	627	その他の	1,945
	△4	固定負債	26,874
固定資産	64,425	長期借入金	19,534
有形固定資産	29,082	預り保証金	6,507
建物	4,564	退職給付引当金	461
構築物	1,013	役員株式給付引当金	58
機械及び装置	6,602	資産除去債務	248
車両運搬具	12	その他の	64
工具、器具及び備品	523	負債合計	79,277
土地	7,772	純資産の部	
建設仮勘定	8,593	株主資本	64,826
無形固定資産	863	資本金	500
ソフトウェア	138	資本剰余金	9,590
その他	725	その他資本剰余金	9,590
投資その他の資産	34,480	利益剰余金	63,871
投資有価証券	1,775	利益準備金	16
関係会社株式	1,773	その他利益剰余金	63,855
出資	0	特別償却準備金	210
関係会社出資金	2,510	別途積立金	7
長期貸付金	1,452	繰越利益剰余金	63,638
関係会社長期貸付金	24,992	自己株式	△9,135
長期前払費用	216	評価・換算差額等	62
繰延税金資産	2,105	その他有価証券評価差額金	62
その他の貸倒引当金	2,334	新株予約権	1,807
	△2,680	純資産合計	66,696
資産合計	145,973	負債・純資産合計	145,973

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上		370,772
売上		334,683
販売費		36,089
営業		13,159
営業		22,930
受取	390	息金
受取	0	金当
為替	907	益入
貸付	97	入益
燃費	67	益他
燃料	220	
倒引	77	
営業	303	2,064
支払	180	息金
貸付	28	価料
支料	1	原
燃費	64	価
その他	19	他
経常		293
特別		24,702
固定	0	利益
株予	18	益入
特別		
固定	10	損失
減損	15	損失
当期		25
税引		24,695
法人	7,547	税額
法人	443	額
当期		7,990
当期		16,705

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年12月20日

株式会社神戸物産
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 生越 栄美子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千原 徹也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸物産の2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸物産及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年12月20日

株式会社神戸物産
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 生越 栄美子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千原 徹也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸物産の2020年11月1日から2021年10月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月27日

株式会社神戸物産 監査役会

社外監査役(常勤)	田治米	剛一郎	㊟
社外監査役	柴田	眞里	㊟
社外監査役	田畑	房男	㊟

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第36期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当(第36期期末配当)に関する事項

- ①配当財産の種類
金銭といたします。
- ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額4,363,773,600円
- ③剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年1月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監査・監督機能強化と業務執行の意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第8条を新設するものであります。
- (3) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第24条第2項を変更案第26条第2項のとおり変更するものであります。なお、変更案第26条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第33条の新設等所要の変更を行うものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)
(新設)	(<u>単元未満株式についての権利</u>)
	第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程) 第8条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(株式取扱規程) 第9条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程) 第9条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第9条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	
<p>第11条 第3章 株主総会 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条 第3章 株主総会 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p>
<p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。</p>
<p>第12条 (条文省略)</p> <p>(決議要件)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議要件)</p>
<p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>第14条 (条文省略)</p>	<p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>第15条 (条文省略)</p>	<p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p>
<p>第16条 当会社に取締役12名以内を置く。</p>	<p>第17条 当会社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</p>
<p>(選任)</p>	<p>(選任)</p>
<p>第17条 (新設)</p>	<p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p>
<p>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

招集通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
(新 設)	
(代表取締役及び役付取締役) 第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
② (条文省略)	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役若干名を選定する。 ② (現行どおり)
第20条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、 <u>緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> ② 取締役会は、 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u>
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任)
(取締役会の決議の省略) 第22条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>	第23条 取締役会は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議の省略) 第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>
第23条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の損害賠償責任の一部免除) 第24条 (条文省略)</p> <p>②当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>(取締役の損害賠償責任の一部免除) 第26条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第25条 当社に監査役3名以内を置く。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>(選任) 第26条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第28条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

個別
計算書類

監査
報告

株主
総会
参考書類

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役) 第29条 当社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) 第30条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の損害賠償責任の一部免除) 第31条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 ②当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第29条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人 第32条～第33条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第30条～第31条 (現行どおり)
第34条 第7章 計算 (条文省略)	第32条 第7章 計算 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関)
	第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新 設)	(剰余金の配当の基準日)
	第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。 ③前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(剰余金の配当)	(削 除)
第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②前項のほか、取締役会の決議により、毎年4月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	
(自己株式の取得)	(削 除)
第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。	
(配当金等の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第37条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
(新 設)	附則
(新 設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当社は、第36期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

招集通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、取締役9名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
1	ぬまた ひろかず 沼田 博和 (1980年11月16日生) [再任]	2005年4月 大正製薬株式会社入社 2009年4月 当社入社 2010年4月 S T B生産部門 部門長就任 2011年1月 取締役就任 2012年2月 代表取締役社長就任(現任) 2018年2月 外食事業推進本部 担当役員(現任) (重要な兼職の状況) 神戸物産(香港)有限公司 董事	6,985,000
【選任の理由】2012年より当社代表取締役社長として当社グループ全般の経営を担っております。社長就任後は事業の拡大及び効率化を行うため、事業ポートフォリオの整理・改善を行いました。適切な経営判断によって売上拡大を実現する等、職責を十分に果たしてきたことから、適切な人材であると考えております。			
2	たなか やすひろ 田中 康弘 (1969年1月21日生) [再任]	1987年4月 協栄興産株式会社入社 1989年5月 株式会社マツダレンタリース入社 1994年1月 株式会社カイト入社 2001年8月 株式会社キリン堂入社 2001年10月 当社入社 2007年1月 経営管理システム部門 部門長 2008年1月 取締役就任 2008年12月 副社長就任 2012年2月 代表取締役副社長就任(現任) 2013年7月 人財開発部 担当役員(現任) 2016年8月 貿易部門 部門長 2017年2月 経営企画部門 部門長 2018年1月 経営企画部 担当役員(現任) 2019年1月 総務部 担当役員(現任) 法務部 担当役員兼部長(現任) システム部 担当役員兼部長(現任) 経理部 担当役員(現任) 焼肉事業部 担当役員兼部長(現任) 2020年11月 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長(現任) (重要な兼職の状況) Kobebussan Myanmar Co.,Ltd. Director	20,000
【選任の理由】2012年より当社代表取締役副社長として当社グループ全般の経営を担っております。特に管理面における責任者として、業務の適正化や効率化に従事し、その成果によって事業拡大を実現する等、職責を十分に果たしてきたことから、適切な人材であると考えております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
3	あさみ かずお 浅見 一夫 (1976年6月12日生) 〔再任〕	1999年4月 神鋼加古川港運株式会社入社 2002年4月 イフスコヘルスケア株式会社入社 2005年4月 当社入社 2007年1月 取締役就任(現任) 2012年8月 S T B部門 部門長就任 2013年2月 S T B工場部門 部門長就任 2015年8月 工場管理部門 部門長就任 2016年8月 農業資源部門 部門長就任 2017年11月 工場管理部 担当役員兼部長(現任) 国内農業資源部 担当役員兼部長(現任) 2017年12月 商品開発部 担当役員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 豊田乳業株式会社 代表取締役社長	39,600
<p>【選任の理由】 当社グループの工場管理や食品製造分野において豊富な経験と実績を有しております。当社の自社グループ工場で製造するプライベートブランド商品はお客様からの支持も高く、事業拡大の要となっておりますが、これらの商品開発に尽力し、十分な実績を残しております。これらのことから、適切な人材であると考えております。</p>			
4	にしだ さとし 西田 聡 (1978年3月4日生) 〔再任〕	2002年7月 当社入社 業務スーパーF C事業部門 担当 2004年9月 横浜営業所 所長 2009年1月 取締役就任(現任) 2015年3月 海外事業部門 部門長就任 2015年8月 海外事業運営部門 部門長就任 2015年10月 輸入小売部門 部門長就任 2017年11月 海外事業部 担当役員兼部長(現任) 2017年12月 東日本商品MD部 担当役員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社神戸物産フーズ 代表取締役	-
<p>【選任の理由】 当社横浜営業所の所長や様々な事業部の部長を歴任しており、その豊富な経験と知見をもとに当社グループの事業拡大や海外への事業展開に貢献してまいりました。このように、業務遂行能力が優れており、広い視野で事業活動を推進できることから、適切な人材であると考えております。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
5	わたなべ あきひと 渡邊 秋仁 (1977年11月13日生) [再任]	2000年4月 アイリスオーヤマ株式会社入社 2003年6月 当社入社 2015年4月 横浜営業所 所長(現任) 2016年1月 有限会社神戸物産フーズ 代表取締役 2016年11月 業務スーパー関東FC事業部門 部門長 関東店舗開発部門 部門長 2017年11月 西日本営業本部 業務スーパーFC事業部 部長(現任) 店舗開発部 部長(現任) 東日本営業本部 業務スーパーFC事業部 部長(現任) 店舗開発部 部長(現任) 2018年1月 取締役就任(現任) 2018年2月 東日本営業本部 担当役員(現任) 2018年4月 惣菜事業部 部長(現任) 2019年10月 西日本営業本部 担当役員(現任) CS推進部 部長(現任)	3,800
【選任の理由】 当社グループの主力である業務スーパー事業のFC事業部や店舗開発部を有する西日本営業本部及び東日本営業本部を統括し、同事業の拡大を実現してまいりました。また惣菜事業部の部長として新規業態の立ち上げを行う等、当社グループの事業拡大に適切な人材であると考えております。			
6	きど やすはる 木戸 康晴 (1970年12月3日生) [新任]	1993年3月 三輪運輸工業株式会社入社 2002年6月 フェニックス電機株式会社(現・ヘリオステクノホールディング株式会社)入社 2009年11月 日本電産リード株式会社入社 2018年1月 当社入社 2019年7月 経理部 部長(現任)	200
【選任の理由】 長年に亘り経理業務に携わってきた豊富な経験や専門知識を有し、2019年からは当社の経理部部長を務めております。担当部門の管理監督のみならず、経理部の責任者という立場から事業計画への提言等を行い、事業の拡大に貢献してきたことから、適切な人材であると考えております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 役職名は就任当時の役職名を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
1	まさだ こういち 正田 晃一 (1976年4月23日生) [新任]	1997年5月 八嶋日出夫税理士事務所入所 2009年4月 株式会社日本エアテック入社 2009年11月 当社入社 2016年4月 株式会社淡路観光開発公社入社 2016年9月 当社入社 2017年12月 財務部 執行役員兼部長(現任) 2018年1月 補欠監査役(現任)	4,000
【選任の理由】長年に亘り財務・経理業務に携わってきた豊富な経験や専門知識を有し、2017年からは当社の財務部執行役員兼部長を務めていることに加え、2018年からは補欠監査役も努めていることから、当社の監査等委員に適切な人材であるとと考えております。			
2	しばた まり 柴田 眞里 (1969年4月8日生) [新任][社外]	1997年4月 弁護士登録 滝本雅彦法律事務所入所 2000年10月 フローラ法律事務所開業 2004年10月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) フローラ法律事務所 代表	48,000
【選任理由及び期待される役割の概要】弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から必要に応じて説明を求めるとともに、弁護士として企業における法務に精通しており、豊富な経験や専門的知見を有しております。それらに基づき、これまで社外監査役として取締役会及び監査役会において発言を行っていたことから今後もかかる役割を期待しており、また、当社の社外取締役に必要な人材であるとと考えております。			
3	たばた ふさお 田畑 房男 (1958年11月26日生) [新任][社外]	1981年4月 三菱信託銀行株式会社(現・三菱UFJ信託銀行株式会社) 入行 1983年8月 等松青木監査法人(現・有限責任監査法人トーマツ) 入所 2009年9月 田畑公認会計士事務所開業 2011年1月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 田畑公認会計士事務所 所長	-
【選任理由及び期待される役割の概要】公認会計士として、会計に関する高い見識と豊富な知識や実務経験を活かし、客観的な立場から取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、会計士として財務及び会計監査に関する相当程度の経験を有しており、その専門的知見により、これまで社外監査役を務めてまいりました。これまでも重要な役割を果たしてきたことから今後もかかる役割を期待しており、また、当社の社外取締役に適切な人材であるとと考えております。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
4	いえき たけし 家木 健至 (1973年5月10日生) [新任][社外]	1996年4月 第百生命保険相互会社入社 2002年10月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)入所 2010年8月 家木公認会計士事務所 所長(現任) 2016年1月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 家木公認会計士事務所 所長	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として、会計に関する高い見識と豊富な知識や実務経験を活かし、客観的な立場から取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、会計士として豊富な専門知識と経験を有し、これまでも社外取締役として当社経営の監督及び的確な助言を行ってまいりました。今後もおかかると期待しており、また、当社の社外取締役に適切な人材であると考えております。			
5	のむら さちこ 野村 祥子 (1973年12月31日生) [新任][社外]	2000年4月 弁護士登録 堂島法律事務所入所 2015年6月 株式会社島精機製作所 社外監査役 2018年1月 当社取締役(現任) 株式会社ビーアンドピー 社外監査役(現任) 2019年6月 シノブフーズ株式会社 社外監査役(現任) 株式会社島精機製作所 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 堂島法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ビーアンドピー 社外監査役(現任) シノブフーズ株式会社 社外監査役(現任) 株式会社島精機製作所 社外取締役(現任)	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、複数の企業で監査役や取締役を務めており、弁護士として企業の監督業務に高い専門性を有しております。多様な視点や価値観を経営に反映させられる資質を有し、これまでも重要な役割を果たしてきたことから今後もおかかると期待しており、また、当社の社外取締役に適切な人材であると考えております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 役職名は就任当時の役職名を記載しております。
3. 柴田眞里氏、田畑房男氏、家木健至氏及び野村祥子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の家木健至氏及び野村祥子氏は現在も当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって家木健至氏が6年、野村祥子氏が4年となります。
5. 当社は、家木健至氏、野村祥子氏、柴田眞里氏及び田畑房男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法定が定める金額であります。各氏の選任が承認された場合は、各氏の当該契約を継続する予定であります。また、正田晃一氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 当社は、家木健至氏及び野村祥子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、柴田眞里氏及び田畑房男氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

個別
計算書類

監査
報告

株主
総会
参考書類

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額500百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するものとし、個々の取締役の報酬額は、その職責等を踏まえた適切な水準とし、基本報酬及び株式報酬により構成することを基本方針とすることとしております。本議案の内容は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、現在の取締役の報酬額や同規模会社の報酬水準、昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると考えております。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、役員賞与分を含め年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益及びリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする「株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）の導入をご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）を対象に、本制度を導入（継続）することについて、改めてご承認をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとし、本制度の詳細につきましては、後記2. の枠内で取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠のものとなります。また、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い改めてご承認をお願いするものではありませんが、すでにご承認いただきました内容と実質的に同一であり、取締役の職責等と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するものとして定めた取締役の報酬額の基本方針に整合するものであることから、相当であると考えております。

なお、現在、本制度の対象となる取締役の員数は7名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 当初信託期間	2018年3月30日から、2023年3月末日までの約5年間
③ ②の当初信託期間において、当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金400百万円
④ 当社株式の取得方法	取引所市場（立会外取引を含む。）を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1年当たり80,000ポイント（2018年以降の株式分割実施後の80,000株相当）
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に對する当社株式の交付時期	原則としてその退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金400百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を充たす取締役を受益者として本信託を設定いたします（既に設定済みです。）。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みま

す。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、信託期間の延長年数に金80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（3）①のポイント付与及び（3）③の当社株式の交付を継続します。

また、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じてポイントを付与します。ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1年当たり80,000ポイント（2018年以降の株式分割実施後の80,000株相当）を上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

招 集 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

個 別 計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主総会会場ご案内図

会場

神戸ポートピアホテル 南館 1階 大輪田の間

神戸市中央区港島中町6丁目10-1
TEL 078-302-1111 (代)

交通

ポートアイランド線 (ポートルライナー) 「三宮駅」から約10分

「市民広場(コンベンションセンター)駅」
下車すぐ。

※当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

